

9月のトピック

タイ歳入局が、国外所得がある場合の個人所得税の徴収方法を変更、仏暦 2567(2024)年 1 月 1 日から適用

仏暦 2566 (2023)年 9 月 15 日付公布の、歳入法典第 41 条第 2 段落にもとづく所得税納税に関する歳入局命令 Por.161/2566 号に従い、国外所得がある場合の個人所得税の徴収方法が変更された。これは、タイ国外における職務もしくは、事業活動、またはタイ国外に所在する資産に起因する所得を、タイでの個人所得税の課税対象とし、国外所得がある場合の個人所得税の徴収方法を明確に定め、より公平に税金を徴収できるように変更したものとされる。

所得を得た者は、当該課税所得がタイに持ち込まれた場合に限り、納税義務を負う。ただし、その所得を得た国ですでに課税されている場合、所得を得た者は、二重課税協定に規定された基準に従い、タイと二重課税協定を結んでいる所得源泉国で徴収された税額分の税額控除を受けることができる。

歳入局が仏暦 2567(2024)年度より、雇用主に対し、電子システムを通じて PND1、PND1Kor.および、PND1Kor.(特殊)を提出するよう規定

月給、コミッションなど、民商法典第 40 条(1)(2)にもとづく所得に当たる金銭を支払う際に、歳入局は、雇用主に源泉徴収と、確定申告し、納税することを義務付けており、歳入局に毎月ごとに PND1 を、そして年度末に PND1Kor.もしくは PND1Kor.(特殊)を提出させているが、これを電子システム、つまり e-Filing システム、e-Withholding Tax システム、そしてデジタルファイルを一時保存するメディアのみを介して行うこととする。については、仏暦 2567 年(2024 年)1 月に始まる会計年度の支払いを対象に、完全な形で施行するものとする。上記のファイルを電子システムを通じ提出できない場合、紙の文書の形態にて歳入局への申告を行うが、電子システムを通じて提出できない理由と必要性を記載した文書を添付し、源泉徴収をする義務を負う雇用主の事業所がある地区の歳入局事務所に申告書を提出すること。

【解説】

個人所得税の源泉徴収(税)にかかる申告書の E-Tax 化が進められています。ただし、当該規定を盛り込んだ規定は、今現在確認されておりませんが、来年度からの施行を目指しているということから、近々に発布されると思われます。なお、弊事務所の弁護士によれば、論点としては、ビザの取得や更新の際に、当局の証印が付された申告書等の添付が求められる制度となっているため、E-Tax 化したときに、そのあたりの手続きをどうするのが留意点であるということです。

形部記す